

令和6年度 新温泉町プレミアム商品券（ゆかいな商品券） 登録事業者募集案内

物価高騰が続くなか、プレミアム商品券事業による地域活性化事業を実施するため、下記の「新温泉町プレミアム商品券事業実施要領」のとおり登録事業者を募集いたしますので、ご希望の事業者は別紙の令和6年度新温泉町プレミアム商品券事業登録申込書（様式1号）を新温泉町商工会へ提出して下さい。

ただし、昨年度本事業の登録事業者については申込不要ですが、登録内容の変更や利用促進PRをご希望される場合はご提出ください。

ご注意：本事業は、昨年度同様に大型小売店舗（※実施要領25）での使用制限が設定されておりますので、予めご了承ください。

☆ 令和6年度新温泉町プレミアム商品券（ゆかいな商品券）事業実施要領

1. 名称	令和6年度新温泉町プレミアム商品券事業
2. 事業主体	新温泉町商工会
3. 事業期間	令和6年4月1日（月）から令和7年2月28日（金）
4. プレミアム率	・共通券：10% ・応援券：30%
5. 発行総額	・共通券：132,000,000円（うちプレミアム分12,000,000円） ・応援券：78,000,000円（うちプレミアム分18,000,000円） 合計：210,000,000円（うちプレミアム分30,000,000円）
6. 使用期間	令和6年8月1日（木）から令和6年12月31日（火）
7. 購入対象者	令和6年4月1日現在で、新温泉町内に住民票を有する者とする。
8. 商品券のセット内容	商品券の額面は1,000円とし、登録事業者で使用できる。 商品券の内容は次の通りとし、 <u>各券は単独で販売する。</u> 1) 共通券：1,000円×11枚で1冊（全登録事業者で使用可能） 2) 応援券：1,000円×13枚で1冊（大型小売店舗以外の中小登録事業者で使用可能）
9. 購入限度	購入限度は、次の通りとする。 1) 共通券：3冊／1人 2) 応援券：2冊／1人
10. 申込期間	令和6年6月1日（土）から令和6年6月25日（火）とする。
11. 申込方法	申込方法は次のいずれかとする。 1) 購入申込書の郵送 2) 二次元コード
12. 抽選会	申込期間に指定の方法で申込後、抽選会を実施する。
13. 抽選方法	抽選方法は、次の通りとする。 1) 共通券、応援券それぞれ抽選する。 具体的には、共通券と応援券を応募した場合、両方当選・どちらか当選・両方落選の3通りの結果となる。 2) 抽選は、申し込み者の順に番号を発行し、抽選機にて当選番号を順に抽出。 予算額に達するまでの番号を当選とする。

必ず裏面もお読みください。

14. 当 選 通 知	当選者には、ハガキで通知する。
15. 販 売 方 法	当選者は、販売期間内で購入する。（期限後の購入は不可）
16. 販売の日時 および場所	販売方法は、次の通りとする。 1) 販売期間は、令和6年7月20日（土）から令和6年7月23日（火） 2) 販売場所は、新温泉町商工会本所もしくは温泉支所 ただし、7月20日（土）・21日（日）は本所のみで販売する。 3) 当選者は、当選通知と身分証明を持参し、現金で支払う。 4) 当選者は、購入を第三者に委託できるが、当選通知に署名し購入者が持参する。
17. 利用者周知	1) 登録店舗証でプレミアム商品券の登録店舗を周知する。 2) チラシや二次元コードで利用者へ登録店舗を周知する。
18. 登録事業者	新温泉町内に事業所を有し、本事業の趣旨に賛同する事業者とする。
19. 登 録 方 法	登録を希望する事業者は、令和6年度新温泉町プレミアム商品券事業登録申込書（様式1号）にて申し込む。
20. 登録店舗一覧	登録事業者は、商品券購入時に渡す登録店舗一覧に、利用促進PRを入れることが出来る。
21. 取 扱 登 録 申 込 期 間	申込受付は随時行うが、登録店舗一覧で利用促進PRを希望する場合、 <u>令和6年4月30日（火）</u> までとする。
22. 登録店舗証	登録事業者は、登録店舗証を利用者に分かりやすく掲示する。
23. 事業者負担	1) 商工会員の登録料は免除するが、会員外は10,000円を徴収する。 2) すべての登録事業者は、送金手数料の負担はない。
24. 回収商品券 の換金方法	登録事業者の換金請求は、次の通りである。 1) 登録事業者は、回収した商品券に指定箇所へ記名もしくは押印し、令和6年度新温泉町プレミアム商品券換金請求書（様式2号）と一緒に請求する。 2) 換金受付は、平日 <u>10:00 から 16:00</u> までとする。 3) 事務局は、換金請求書を精査し、問題が無ければ登録した金融機関へ送金する。 4) 換金締切日は、以下の通りである。 ①毎月10日までに請求された商品券は、15日に支払いする。 ②毎月25日までに請求された商品券は、同月末日に支払いする。 尚、10日もしくは25日が金融機関休業日の場合、直前の営業日とする。
25. 商品券の 取扱制限	1) 中小店舗支援のため、 <u>中小登録店舗は共通券および応援券</u> の取り扱いが出来る。 2) <u>大型小売店舗は、共通券のみ</u> 取り扱いが出来る。
26. 大型小売店舗	大型小売店舗は、スーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストアとする。 新温泉町出生祝品贈呈事業の登録事業者のうち該当店舗は、下記の通りである。 ・ナカケー白川店 ・ナカケー湯村店 ・スーパーマルワ浜坂店 ・ジャンボ西村 ・フレッシュバザール浜坂店 ・ゴダイドラッグ浜坂店 ・ゴダイドラッグ湯村店
27. そ の 他	1) <u>本事業もしくは新温泉町出生祝品贈呈事業は、一方のみの登録は出来ない。</u> 2) 新温泉町出生祝品贈呈事業の説明は、申込時に行う。

令和6年度新温泉町プレミアム商品券事業

(兼 新温泉町出生祝品贈呈事業)

登録申込書

※「新温泉町出生祝品贈呈事業」登録事業者の申し込みは不要ですが、
登録内容の変更や利用促進PRの周知を希望される場合は提出して下さい。

新温泉町商工会長 様

事業所名称	※登録店舗一覧等に記載する名称を記載して下さい。						
所在地	美方郡新温泉町			番地			
代表者氏名							
電話番号	0796 - -						
業種							
PR文 (20文字以内)	※商品券で購入された際に粗品や割引など具体的な取組を記載して下さい。						
振込先金融機関							
金融機関名 (※注1)			銀行 信用金庫				支店
口座番号	普通・当座						
フリガナ 口座名義	-----						

【確認】 口座確認のため、通帳の写しを提出してください。(通帳の見開きページ)

(※注1) 振込先金融機関は但馬銀行・但馬信用金庫・鳥取信用金庫の町内支店となります。

商工会受付印